計

継続企業·後発 つけ、検討 事象 A S B J の 調 研 究 の

基準委員会を開催した。 委員会は、第524回企業会計 主な審議内容は以下のとおり。

去る4月22日、企業会計基準

する調査研究 継続企業および後発事象に関

究」について、審議が行われた。 業及び後発事象に関する調査研 SBJへの移管に伴う、「継続企 き、JICPAの実務指針等のA 情報ダイジェスト参照)に引き続 24年4月10日号(№1707) 第522回親委員会 $\widehat{\stackrel{2}{0}}$

が実行可能であれば、 する分析をまず示し、 議状況や国際動向を基準開発の 指針等の移管の実行可能性に関 にすべきとの意見に対し、実務 本調査研究の位置づけを明確 過去の審 仮に移管 局から、 関して意見が聞かれており、事務

金融資産の減損

れる方向

公表に向けて次回最終版が示さ

記載する形の修正案が示された。 範囲に含めるかに関する分析を

委員からは異論は聞かれず、

会(2024年5月1日号 1 7 0 9 第216回金融商品専門委員 情報ダイジェスト参 No.

算定および償却原価の算定で、 関に適用される会計基準の開 用リスクに関するデータの詳細 に準じて会計処理するとの提案に 離したうえで、収益認識会計基準 に関連する手数料は金利と切り いるオプションにおいて、貸付金 実効金利に代わり約定金利を用 **論点について検討が行われた。** な整備がなされていない金融機 取扱い 債権における予想信用損失の 採用金融機関における次の 貸付金に関連する手数料の

金融商品会計基準等において、 準で定めたうえで、 時期を、 に対応する手数料と収益認識 収益を認識することを会計基 義務の充足パターンに沿って 手数料の性質に基づき、履行 例示として結論の背 次の内容

1 景に記載する。

時点で収益認識 契約締結に係る諸業務

な公表停止への対応

第216回金融商品専門委員

照)に引き続き、ステップ4 信 期間等にわたり収益認識でき ると考えられる旨を結論の背 難な手数料に関しては、契約

景に記載する

(2) 債券の取扱い その他有価証券に分類される 委員からは、賛意が聞 満期保有目的の債券および かれた。

うな事務局案が示された。 定額法を適用するオプション 償却原価の償却方法

ステップ4において、

次のよ

象としつつ、予想信用損失を算 補足文書に記載する。 定する実務上の対応等について 予想信用損失モデルの適用対 予想信用損失モデルの測定

次の再提案が示された。

見が聞かれたが、 信用損失モデルの対象とするか て検討を」との意見も聞かれた。 ユーロ円TIBORの恒久的 委員から、 分類・測定の議論も踏まえ 事務局案に賛成意 「債券を予想

経理用語の豆知識

2

を設ける。

バーチャルスピンオフの現物配当

履行義務を区分することが困

たり収益認識

準の調整→契約期間等にわ

れる役務、

貸付金の金利水

一定期間にわたり提供さ

令和5年度税制改正において、いわゆるバーチャルスピ ンオフ税制(完全子会社株式について一部の持分を残す 株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の発 行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の 定の要件を満たす場合には、完全子会社株式のすべて を分配する場合と同様に、課税の対象外とされる特例措 置)が設けられた。

これを受けて、事業を分離・独立させる手段であるスピ ンオフについて、会計処理が定められた。

現物配当を行う場合、配当の効力発生日における配当 財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発 生日に属する期の損益として計上し、配当財産の時価を もって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金を減 額することが原則であるが、保有する完全子会社株式の 部を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当 しなくなった場合には、配当財産の適正な帳簿価額をもっ て会計処理する。

企業の意思決定機関を支配していない会社

他の企業の意思決定機関を支配していることに該当す る要件を満たしていても、財務上または営業上もしくは事 業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配して いないことが明らかであると認められる場合、当該他の企 業は子会社に該当しないものとしている。

その例として、①複数の企業が、それぞれ他の企業を支 配していることにはならない。関連会社に該当することは あり得る。②他の会社に対し共同で出資を行っている合弁 会社の場合でも、共同支配企業の形成による処理方法が 適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合 には、当該他の会社はそれぞれの会社の関連会社として 取り扱われる。③ベンチャーキャピタル等の投資企業が、 投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的 とする営業取引として他の企業の株式や出資を有してい る場合においても、売却等により議決権を所有しない合 理的な計画がある等の要件を満たす場合は、子会社に該 当しない。

4

照)に引き続き、ユーロ円TI いおよび注記事項に対して適用 における金利指標置換後の取扱 事概要にて、実務対応報告40号 BORの公表停止について、 1709)情報ダイジェスト参

は行わない旨を明示する案が示 時期の延長などの追加的な対応 異論は聞かれなかった。

なかった。 を明記する対応案が示された。 時期およびパターンであること 事務局からは、

第147回リース会計専門委

リース会計基準の開発

いた。

照)に引き続き、貸手のオペレー ティング・リースの代替的な取 1709)情報ダイジェスト参 員会(2024年5月1日号(№

> た。 扱い等について、 審議が行わ

会(2024年5月1日号

時期およびパターンが同一であ 不明確といった意見が聞かれて およびパターン」が何を指すか していたところ、「移転の時期 素とする代替的な取扱いを提案 る場合、両部分を単一の構成要 い部分の区分において、移転の リースを構成する部分としな

委員からは特段異論は聞かれ 収益の計上の

利上げ継続につながる円安リスク

ほど変化がないようにみえる。 2・8%だった点からは、 2月の総合指数が前年同月比 2・6%、2・9%の上昇だった。 指数)はそれぞれ、前年同月比 ギーを除く総合指数(コアコア 指数)と生鮮食品およびエネル 生鮮食品を除く総合指数(コア では前年同月比2・7%の上昇 費者物価指数(CPI)を公表 しかし、円安による輸入品価格 した。それによると、総合指数 総務省は4月19日、3月の消 それ

らしていることなどから、今年 年同月比2%超で高止まりして クをみたほうがよさそうだ。 いるため、低下よりも上昇リス の2月以降、いずれの指数も前 の上昇が国内物価に影響をもた また同19日に、日銀の植田

その他国債購入額の削減など、 今後の金融政策の方向性につい が非常に高くなる」と発言し、 裁は米ワシントンDCにおい 「基調的な物価の上昇が続 金利を引き上げる可能性

金融商品取引法(開示規制)場企業に対する規制等② 制(4) 6

S

市川

育義

制報告書」である。 係る内部統制に関する「内部統 セスを対象とした、財務報告に 今回は、財務諸表の作成プロ

制度化の経緯

部統制の有効性を評価した内部 の経営者は、財務報告に係る内 ととされた。 会計士等による監査を受けるこ れ、さらに、これについて公認 統制報告書の作成が義務づけら これにより米国SEC登録企業 ズ・オクスリー法)を制定した。 02年に企業改革法(サーベン ロン事件等を契機として、20 で、米国は、2001年のエン 海外ともに後を絶たないなか 信頼性を揺るがす事件が、国内、 資本市場における開示内容の

事例に対する内部統制の無効化

特に、経営者が関与する不正

るといえる。

効性確保を目指した見直しにあ

ことで、内部統制報告制度の実 分な事例が見受けられるという ず、また訂正理由の開示も不十 不正による訂正事例が後を絶た

ろう。ただ、今回の改訂の趣旨 応した見直しは必要になるであ な内部統制フレームワークに対

は、内部統制報告制度実施後も

日本の上場企業は、「有価証券報 報告書」の提出が必要となった。 評価結果を開示する「内部統制 セスの有効性に関する経営者の 告書」とともに、その作成プロ た。この結果、2008年から 監査が義務づけられることとなっ よる評価と公認会計士等による 報告に係る内部統制の経営者に いて、上場企業を対象に、財務 施行された金融商品取引法にお 日本においても、2007年に

(2)

改善すべきものと考えられる。

4年4月1日以後開始する事業 年度から、改訂後の内部統制報 告制度は昨年改訂され、202 告制度がスタートした。 このような従来の内部統制報

ら15年以上経過したため、その 対象となる開示情報の充実(た とえば、ESG情報)や国際的 内部統制報告制度は、実施か

有効性の評価結果の表明

るとしても、たとえば、重要な ることとなる。 でないとの評価結果が表明され 財務報告に係る内部統制は有効 は、「内部統制報告書」において、 までに是正されなかった場合に 防止できなかったといった内部 虚偽記載の発見が遅れたまたは 制報告書」は実務上同時に提出 統制の不備が、事業年度の末日 報告書」の記載内容は適正であ されるが、最終的に「有価証券 「有価証券報告書」と「内部統

観点からは投資者との信頼関係 を損なうことのないようただちに とを開示することに意義がある 利用上の留意事項として今後改 とされているが、投資者保護の 善を要する重要な課題があるこ これは、投資者等に対して、

> 有無等の形式的な運用を見直す 例における、数値基準や承認の リスクを考慮した対応や、 性を強調するものである。 いった運用面における視点の重要 対応などは、リスクフォーカスと から重要な不備が生じている事 者による内部統制の評価範囲外 経営

がうかがえる。 事由や是正措置の内容等の記載 制度に関するQ&A」から内部 内容の充実を意図していること るなど、評価範囲の決定の判断 統制報告書の記載例が削除され また、金融庁「内部統制報告

ることはいうまでもない。 事例を出さないことが重要であ 払拭するために、そもそも訂正 告制度の実効性に関する懸念を いずれにしても、 内部統制報

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| この「も日間に対象」と同じ「かた社会内が主文法が与 | | | | |
|---------------------------|---|---------------------|--|-----|
| 日付 | 法 規 等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
| 2024年 4月16日 | 内閣府令53号 金融商品取引業等に関する内閣 府令及び企業内容等の開示に関 する内閣府令の一部を改正する 内閣府令 | 金融庁 | 親子法人等が発行する有価証券の主幹事就任規制について、その適用除外の対象となる有価証券の範囲に受益証券発行信託の受益証券を追加するとともに、金融商品取引業者がその親子法人等が発行する有価証券の引受けの主幹事会社となる場合における有価証券届出書の様式等について所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240416/20240416.html | _ |
| 2024年 4月18日 | 中小事務所等施策調査会研究報告3号 「会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト」の改正 | JICPA | 監査事務所が、会社法に基づく計算書類およびその附属明細書の監査ならびに連結計算書類の監査において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。今回の改正から計算書類等の作成者も利用できるよう一般公表された。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240418cda.html | _ |
| 2024年 4月18日 | 中小事務所等施策調査会研究報 告4号 「有価証券報告書に関する表示 のチェックリスト」の改正 | JICPA | 監査事務所が、金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査において、有報に含まれる連結財務諸表および財務諸表に関する表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。今回の改正から財務諸表等の作成者も利用できるよう一般公表された。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240418cev.html | _ |
| 2024年 4月22日 | 「監査役等と監査人との連携に 関する共同研究報告」の改正(公 開草案) | 監査役 協会・ JICPA | 監査役等と監査人がそれぞれの職責を果たすうえでの相互連携のあり方を示すことにより、両者の連携の強化と、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目的として取りまとめるもの。前回(2021年4月)の改正以降の2022年7月改正の倫理規則や四半期開示制度の見直しなどを反映している。コメント期限は5月22日。 https://www.kansa.or.jp/news/post-10570/ | _ |

急激な円安進行が、円安是正と めへと動く根拠を日銀に与える 言及した。少なくとも目先は、 注意しなければならない」とも ことは確実と考えられる。 インフレ抑制を狙った金融引締

の差にあるといってよい。

今後、

日経平均は米株価に大

株安を招く懸念も否定できない。

なはだ困難な状況にあり、

相場の方向を予想することがは

行の金融政策のかじ取りと為替

また、日本市場の場合、

. 日本銀

結局、4月第3週末の世界同

たことの表れといえるようだ。 展望をめぐって、見方が分かれ 時株安は、半導体産業の今後の

年初から主要国株価はほとん

に達成できるかやや疑問である

台回復には時間を要し、今年中

できるだろう。

しかし、4万円

は緩やかな上昇軌道入りが期待

きな波乱がなければ、年下期に

抜け出すのが難しくなる」と指 着すると、経済はその均衡から 価が上がらないという期待が定 の金融政策の教訓として、「物 必要がある。植田総裁は、 Iに与える影響も検証していく さらなる輸入インフレが、CP また、最近の円安傾向が招く 日本 台湾を除き、さしたる下げとは ジア、ヨーロッパの市場では

を決定していく方針である。

ゼロになることで生じる制約に 摘すると同時に、「名目金利が にとどまり、NYダウに至って ならず、中東情勢緊迫化という める半導体関連企業のウエート この指数間の違いは、指数に占 は約0・6%の上昇となった。 S&P500は約0・9%下落 クこそ約2%下落したものの だ。最後の米市場は、ナスダッ 要因は重要視されなかったよう

> 導体関連企業の株価立ち直りに ることの多い日本市場では、

少し時間を要するかもしれない。

行っていないことから、 年間において持続的な利上げを 影響を見極める難しさも示し し、引締め政策による経済への 上げは「チャレンジングだ」と て述べた。ただ、日銀は過去30 追加利

味する。日銀は、賃金上昇を含 見極めつつ、金融政策の方向性 たなステージに入ったことを意 解除したことは、金融政策が新 む物価の基調的な上昇を慎重に ナス金利を含む異次元緩和策を 2024年3月に日銀がマイ したためと受け止められた。 となって地政学リスクが現実化 エル・イランの対立が空爆合戦 もそれに準じたうえに、イスラ の株価下落が目立ち、日本市場 前日の米市場で半導体関連企業 約2・7%の下落を記録した。 下げ幅が1、000円を超える で日経平均は3年2カ月振りに ところが、続いて開かれたア

はいえアメリカの動向に追随す だと考えられる。ただ、調整と 熱株価が調整を必要としたため 株価が急落するのだ。 4月株安は悪性ではなく、

4月株安の原因は半導体関連株

調整 国市場で最も早く開く日本市場 4月19日、時差によって主要

券

証

前回より若干縮小したとして、 半導体企業の増益見通しの幅が 株価に対する過熱感が生じてき 株価上昇は顕著だったが、4月 半導体産業であった。特に先頭 が、それをリードしてきたのは、 どの市場で順調に上昇してきた たようだ。そのため、ある有力 に入ってから両国ではそうした を走る日米の半導体関連企業の